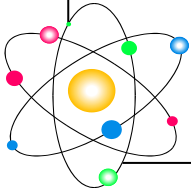




住信 年金情報



# PENSION NEWS

(平成22年5月17日)

年金信託部

## 【確定給付企業年金】 育児・介護休業法の改正に伴う 規約の変更手続きについて

今般、改正育児・介護休業法の施行（平成22年6月30日付）により介護休暇制度（介護のための短期の休暇制度）が創設されること等に伴い、確定給付企業年金制度の見直し（規約変更）を行う場合の手続きについて、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課より各地方厚生局に対して「育児・介護休業法の改正に伴う確定給付企業年金規約の変更手続きについて（平成22年5月11日付）」（※）が示されましたので、ご案内いたします。

（※）下記アドレスをご確認ください。

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/ikujikaigo0511.pdf>

\* ご参考：平成22年6月30日施行「改正育児・介護休業法」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

\* 弊社総幹事のお客様におかれましては、育児・介護休業法の改正に伴い規約の変更をご検討される際には、弊社営業担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

以上



SUMITOMO  
TRUST

住友信託銀行